

令和 6 年度事業報告書（第 9 期）

（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）

香川県下の将来を担うべき小学生から高校生までの子ども達の健全な育成と自立に寄与すること及び海外からの外国人留学生に対する支援活動を通じて国際相互理解の促進に寄与することを目的とし、平成 28 年 6 月より開始した奨学金・助成金事業は 9 年目となった。

奨学金事業においては、校外教育スポーツ奨学金事業で延べ 203 名・外国人留学生 17 名の学生へ支援をさせていただいた。

公益事業内容及び実績

1. 中学生から高校生までの子ども達に対する助成事業

■事業名：校外教育スポーツ奨学金事業

養育者や本人の熱意があるにも関わらず、経済的な理由等で学校外教育を十分に受けることができない香川県下の中学生から高校生までの子ども達に対する助成事業として、学習塾やスポーツ教室など学校外で有償にて提供されるサービス（校外教育サービス）に掛かる月謝等の経費を、当財団からサービス提供者（賛同事業者）に支払う返還義務の無い奨学金事業を行った。賛同事業者については、随時募集を受け付け増やしていった。奨学金の継続については、学期末ごとに出席状況・成績状況・生活状況を見て継続か否かを判断した。

令和 6 年度 校外教育スポーツ奨学金事業について

○令和 5 年 11 月 1 日（水）～令和 5 年 12 月 15 日（金）第 9 期奨学生募集

応募総数：31 家族 37 名

○令和 6 年 1 月 27 日（土）・2 月 4 日（日）奨学生選考委員会開催

令和 3 年度からの継続給付決定者 3 家族 4 名

令和 4 年度からの継続給付決定者 2 家族 2 名

令和 5 年度からの継続給付決定者 9 家族 9 名

令和 6 年度新規奨学生 8 家族 9 名

奨学生内訳： 22 家族 24 名（男子 8 名・女子 16 名）

中学生 6 名（内受験生 4 名）・高校生 18 名（内受験生 9 名）

※学年は令和 6 年 4 月 1 日を基準とする

利用内容内訳：学習塾 24 名

賛同事業者数：45 事業者（令和 7 年 3 月 31 日時点）

中学 3 年生及び高校 3 年生 20,000 円

1 学期末親子面談：令和6年7月下旬に実施

3 学期末親子面談：令和 7 年 3 月下旬に実施

中学生 3 名が公立高校合格（受験生 3 名中）

高校生 7名が志望大学合格（受験生8名中）

○令和6年11月1日（金）～令和6年12月15日（日）第10期奨学生募集

○令和7年1月26日（日）・2月4日（土）奨学生選考委員会を開催し奨学生を決定。

令和4年度からの継続給付決定者 2家族 2名

令和5年度からの継続給付決定者 6家族 6名

令和6年度からの継続給付決定者 4家族 4名

令和7年度新規奨学生 12家族12名

奨学生内訳： 23 家族 24 名（男子 8 名・女子 16 名）

中学生 9 名（内受験生 5 名）・高校生 15 名（内受験生 6 名）

※学年は令和 7 年 4 月 1 日を基準とする

利用内容内訳：学習塾 24 名

○賛同事業者数：47 事業者（令和 7 年 3 月 31 日時点）

○令和6年1月1日（月）から3月10日（日）助成金申請募集 応募総数：3施設

○令和 6 年 3 月 13 日（水）理事会決議にて助成先及び助成金額を決定し助成金を交付した。

- ・ 亀山学園 空手教室及びダンス教室の開催
令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月まで毎週開催 500,000 円
- ・ 讃岐学園 令和 6 年 7 月 31 日～8 月 1 日 1 泊旅行（愛媛県） 500,000 円
- ・ 恵愛学園 令和 6 年 12 月 3 日 日帰り旅行（姫路） 500,000 円

令和 7 年度 児童養護施設等助成金事業について

○令和 7 年 1 月 1 日（水）～3 月 10 日（月）助成金申請募集 応募総数：3 施設

○令和 7 年 3 月 19 日（水）理事会決議にて助成先及び助成金額を決定した。

- ・ 亀山学園 空手教室及びダンス教室の開催
令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月まで毎週開催 500,000 円
- ・ 讃岐学園 令和 7 年 7 月 30 日～31 日 1 泊旅行（兵庫県） 500,000 円
- ・ 恵愛学園 令和 7 年 10 月 19 日 日帰り旅行（姫路） 500,000 円

3. 子ども達を支援する活動を行う団体への助成事業

■事業名：児童福祉向上のための助成金事業

香川県内で児童福祉向上のために直接的な支援活動を行っている団体（主に貧困の状況にある子どもを支援する直接的な活動とする）で、将来もこれを継続して行う意思を持つ団体に 1 団体年額 10 万円を限度に助成を行う。

令和 6 年度 児童福祉向上のための助成金事業について

理事会の決議の結果、3 団体への助成金の交付を決定し助成を行った。

○令和 6 年 1 月 1 日（月）から 3 月 10 日（日）助成金申請募集

応募総数：3 団体

○令和 6 年 3 月 13 日（水）理事会の決議により助成金交付内定団体及び金額決定

- ・ みき子ども食堂 「みき子ども食堂」

みき子ども食堂開催に必要な食材費、保険料、衛生費、生活支援用品費、消耗品費、防災イベント費用等を助成。

助成金交付額：70,000 円

- ・ 香川県里親会 ドレミファミリー交流会等の開催

ドレミファミリー交流会（3 回）を実施した。弁当代、託児ボランティア謝金、キャンプ費用、案内郵送費、体験費用(とらまる公園等)等を助成。

助成金交付額：100,000 円

- ・ 特定非営利活動法人 まんまるサポート

宮脇町の法人事務所にて、週に 4 回の生活困窮者世帯等の子ども対象への学習支援教室の開催に関わる講師料(交通費含む)、教材図書購入費、料理教室等にかかる食材費、保険料等を助成。長期休暇中には料理教室も開催。

助成金交付額：100,000 円

令和 7 年度 児童福祉向上のための助成金事業について

○令和 7 年 1 月 1 日（水）～3 月 10 日（月）助成金申請募集 応募総数：4 団体

○令和 7 年 3 月 19 日（水））理事会の決議により助成金交付内定団体及び金額決定

- ・みき子ども食堂

みき子ども食堂開催における食材、容器、備品など

申請助成金額：70,000 円

- ・香川県里親会

ドレミファミリー交流会等の開催における郵送代、講師・ボランティア謝金、入場料など

申請助成金額：100,000 円

- ・特定非営利活動法人 まんまるサポート

学習支援教室を開催における香川大学生を指導者として雇用した際のバイト代など

申請助成金額：100,000 円

- ・特定非営利活動法人 然るべき人生をつなぐ会

地域食堂やなぎにかえる開催における調理器具購入費、保険料

助成金交付額：100,000 円

4. 海外からの外国人留学生に対する奨学金事業

■事業名：外国人留学生奨学金事業

香川県内の専門学校・短期大学・四年制大学・大学院に在籍するアジア諸国からの外国人留学生で、学業、人物ともに優秀、かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められる者、日本で学んだスキルを母国で活かすことを目的とする者に返還義務の無い奨学金を 1 人につき月 3 万円支給した。

令和 6 年度 外国人留学生奨学金事業について

○令和 5 年 11 月 1 日（水）～令和 5 年 12 月 15 日（金）第 9 期奨学生募集

応募総数：3 校 6 名

○令和 6 年 1 月 27 日（土）・2 月 4 日（日）奨学生選考委員会開催

令和 6 年度新規奨学生 2 校 2 名

令和 7 年度 外国人留学生奨学金事業について

○令和 6 年 11 月 1 日（金）～令和 6 年 12 月 15 日（日）第 10 期奨学生募集

応募総数：4 校 5 名

○令和 7 年 1 月 26 日（日）・2 月 4 日（土）奨学生選考委員会を開催し奨学生を決定。

令和 7 年度新規奨学生 1 校 2 名

重要決議事項及び報告事項

① 令和 6 年 6 月 11 日（火）令和 6 年度第 1 回理事会

【決議・承認事項】

- (1) 令和 5 年度事業報告書及び決算書類の承認について
- (2) 決議の省略の方法による評議員の招集について

【報告事項】

- (1) 代表理事の職務執行状況報告等

② 令和 6 年 6 月 21 日（金）令和 6 年度第 1 回評議員会（書面決議）

【決議・承認事項】

- (1) 令和 5 年度事業報告書及び決算書類の承認について

③ 令和 6 年 12 月 20 日（金）令和 6 年度第 2 回理事会（書面決議）

【決議・承認事項】

- (1) 選考委員の新任について

④ 令和 7 年 3 月 19 日（水）令和 6 年度第 3 回理事会

開催場所：公益財団法人砂原児童基金 会議室

【決議・承認事項】

- (1) 令和 7 年度事業計画及び収支予算書の承認
- (2) 令和 7 年度児童養護施設等助成金事業 助成先の選定について
- (3) 令和 7 年度児童福祉向上のための助成金事業 助成先の選定について
- (4) 任期満了に伴う選考委員の再任について

【報告事項】

- (1) 代表理事の職務執行状況報告等

令和 6 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成していない。